

働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱

平成30年2月1日

商工観光労働部雇用労働政策課

（目的）

第1条 この要綱は、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所（以下「企業等」という。）のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を働きやすい職場「ひなたの極」として知事が認証し、その取組成果を広く県民や県内企業等に普及・啓発することにより、県内におけるワーク・ライフ・バランスを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、企業等とは、宮崎県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業主（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（認証の申請要件）

第3条 認証を申請することができる企業等は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- （1）労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に則した就業規則等を整備していること。
- （2）過去3年間において、労働基準法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- （3）国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。
- （4）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（申請）

第4条 認証を受けようとする企業等の代表者（以下「申請者」という。）は、働きやすい職場「ひなたの極」認証申請書（様式第1号）に、働きやすい職場「ひなたの極」審査票（様式第2号）（以下「審査票」という。）、役員名簿（様式第3号）（以下「役員名簿」という。）、法令違反等についての照会等の同意書（様式第4号）（以下「同意書」という。）、就業規則並びに認証基準を満たしていることを証明する資料等を添付（別添「添付書類記載例」参照）し、知事に申請するものとする。

(認証基準)

第5条 知事は、次の各号の要件を満たす場合に、働きやすい職場「ひなたの極」認証企業等（以下「認証企業等」という。）として認証するものとする。

- (1) 別表「働きやすい職場「ひなたの極」審査項目及び配点」に基づき、申請者の該当する審査項目の配点の合計に対する当該申請者の得点の合計の割合が85パーセント以上であること。
- (2) 申請者の常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における「県平均所定外労働時間(全産業・事業所規模5人以上)」又は「該当する産業別・事業規模別の平均値」のいずれか高い方と比べて低いこと、あるいはフルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること。
- (3) 審査票の「1 働き方（休み方）見直しに関する取組と実績」に記載されている②、③及び⑦の3つの項目のうち、1つ以上の項目を満たしていること。

(審査及び認証)

第6条 知事は、第4条の申請があった場合、第5条に規定する認証基準を満たしているか審査し、認証の可否を決定する。

- 2 知事は、認証の可否について、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、認証企業等に対して、働きやすい職場「ひなたの極」認証書（様式第5号）（以下「認証書」という。）を交付する。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 認証企業等は、次の各号に変更があった場合は、直ちに働きやすい職場「ひなたの極」認証変更届出書（様式第6号）により、知事に届け出るものとする。

- (1) 企業名
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) その他知事が必要と認める事由

(更新申請)

第9条 認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとするときは、働きやすい職場「ひなたの極」認証更新申請書（様式第7号）に、審査票及び役員名簿、同意書、就業規則並びに認証基準を満たしていることを証明する資料等を添付し、知事に更新の申請をしなければならない。

- 2 第3条、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項の規定は、更新申請について準用する。

- 3 知事は、認証更新企業等に対して、働きやすい職場「ひなたの極」認証書（様式第5－2号）を交付する。

（認証企業等の公表等）

第10条 知事は、認証企業等の情報について、県のホームページ及び刊行物等により公表し、広く県民や県内企業等に周知するものとする。

（認証の辞退）

第11条 認証企業等は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証書を自主的に返納するときは、直ちに働きやすい職場「ひなたの極」認証辞退届出書（様式第8号）により、知事に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第12条 知事は、認証企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができるものとする。

- （1）申請要件及び認証基準を満たしていない事実が確認されたとき
- （2）申請内容に虚偽が判明したとき
- （3）信頼性を著しく損なう行為があったとき
- （4）その他認証を取り消すに値する事由

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、働きやすい職場「ひなたの極」認証取消書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた認証企業等は、直ちに認証書を知事に返納するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。